国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則の一部改正

現行	改正	改正理由
本則 第2章　人事 （期間の定めのない労働契約への転換） 第6条の2　非常勤職員が労働契約法（平成19年法律第128号）（以下「労働契約法」という。）第18条第1項に該当することとなる場合は、前条の規定にかかわらず、現に締結されている労働契約の期間が満了する日の翌日から期間の定めのない労働契約に転換するものとする。 2　（略）	本則 第2章　人事 （期間の定めのない労働契約への転換） 第6条の2　非常勤職員が労働契約法（平成19年法律第128号）（以下「労働契約法」という。）第18条第1項（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第99号）が適用される場合を含む。）に該当することとなる場合は、前条の規定にかかわらず、現に締結されている労働契約の期間が満了する日の翌日から期間の定めのない労働契約に転換するものとする。 2　（略）	

附　則（平成29年3月3日規則第11号）

この規則は平成29年3月3日から施行する。